

令和 2 年度京都広報賞実施要綱

- 1 主 催** 京都府広報協議会・京都府
- 2 目 的** 会員（市町村、組合、団体）の広報・広聴行政の発展、向上を図る。
- 3 表 彰**

(1) 広報紙ほか各部門

《広報紙の部》

- ① 対 象 令和 2 年 1 月から令和 2 年 1 2 月 1 5 日までに会員が発行した広報紙を対象とする。全戸配布を目的に年に 4 回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。
- ② 賞
- ・ 知事賞 2
(市の部、町村の部)
 - ・ 会長賞 2 (知事賞に同じ)
 - ・ 特別賞 (該当のある場合)
- ③ 応募方法 封筒に「京都広報賞 (広報紙) 参加作品」と朱書し、10 部を事務局あて送付すること。
企画・編集意図及びレイアウト・文章・見出し・写真など特に工夫した点等を付記した調査票様式 1 を添付すること。
- ④ 応募数 1 点
- ⑤ 選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考する。
- ⑥ 審査の基準 次の各項目を通して、総合的に優秀な作品を選考する。
- (ア) 企 画 記事の切り口の発想性
 - (イ) 文 章 表現力、読みやすさ、表記等
 - (ウ) デザイン・レイアウト

《写真の部》

- ① 対 象 令和 2 年 1 月から令和 2 年 1 2 月 1 5 日までに会員が広報紙に掲載した写真を対象とする。(写真現物でなく、写真が掲載された広報紙自体が対象) プロのカメラマン等が撮影したものは審査対象としない。
- ② 賞 一枚写真の部、組み写真の部ごとに知事賞 1、会長賞 1
- ③ 応募方法 封筒に「京都広報賞 (写真) 参加作品」と朱書し、写真の掲載された

広報紙5部と作品参考用として写真現物2部（サイズ自由・該当箇所明示）を事務局あて送付すること。

撮影意図等を付記した調査票様式2を添付すること。

(ア) 一枚写真の部

広報紙の表紙および記事の中頁にて、写真一枚で表現しているものが対象。

(イ) 組み写真の部

広報紙の記事中1頁または見開き頁にて、複数の写真で表現しているものが対象。

④応募数 一枚写真、組み写真併せて2点まで応募可。

(例)「一枚写真1点・組み写真1点」「組み写真2点のみ」等
ただし、「一枚写真1点・組み写真1点」の場合は同じテーマでのエントリーは除く

⑤選考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考

⑥審査の基準

(ア) 表現力 紙面の中での写真表現の有効性

(イ) 技術力 撮影の技術

(ウ) レイアウト・キャプションなど

《映像の部》

①対象 令和2年1月から令和2年12月15日までに作成された市町村
広報映像。

概ね30分以内の映像作品とする。

②賞 知事賞 1、会長賞 1

③応募方法 封筒に「京都広報賞（映像）参加作品」と朱書き、DVD2枚を事務局あて送付すること。

主な内容、制作意図、放映方法（放送局、端末機、貸出用）等を付記した調査票様式3を添付すること。

参加作品はDVDで提出する場合、記録メディアはDVD-Rとし、記録方式はDVDビデオ形式（一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生できるもの）とし、必ずファイナライズ（他のDVD再生専用機器でも見ることができる）処理をすること。また、コピーガードがかかっていないものとする。

YouTube等で配信した作品の場合も、必ずDVD再生機器で再生できる状態にすること。

- ④応募数 2点
- ⑤選考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考
- ⑥審査の基準
 - (ア) 企画力
 - (イ) 表現力、構成力
 - (ウ) 視覚的効果 技術を活用した効果等

(2) 広報功労者

- ①対象 次のいずれの基準にも該当する職員
 - (ア) 広報・広聴実務に7年以上従事し、かつ職員として10年以上在職した者（令和元年12月31日現在）
 - (イ) 常に、主として広報・広聴業務に研究的態度で従事し、その実務を通じて行政広報・広聴の発展、向上に貢献した功績が顕著な者
 - (ウ) 過去に広報功労者表彰を受賞したことがない者
- ②賞 会長賞
- ③被表彰者の推薦

各団体は別紙推薦調書により該当者を推薦すること。
推薦調書は各地区の幹事を通じて事務局あて送付すること。
- ④選考 各地区幹事を通じて推薦された候補者について幹事会で審査し、決定する。

(3) 優良団体

- ①対象 広報・広聴を積極的に進め、全国広報コンクールで優秀な成績を収めるなど他の団体の模範となる団体
- ②賞 知事賞
- ③選考 必要に応じて幹事会で選考する。

4 その他

- (1) 表彰式は、令和2年度京都府広報広聴研究大会で行う。
- (2) 広報紙ほか各部門の選考に当たっては、応募内容により該当なしとすることがある。
- (3) 広報紙、写真、映像の部で原則として知事賞を受けた作品を全国広報コンクールに京都府代表として推薦する（推薦団体は、社団法人日本広報協会の会員であることが条件）。